

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.138 頒価 300 円

2014 年 9 月 30 日発行
フォーラム 90 実行委員会
〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付
TEL: 03-3585-2331
FAX: 03-3585-2330
振替口座: 郵便振替 00180-1-80456
加入者名: フォーラム 90

目次

響かせあおう死刑廃止の声 2014 1 頁
谷垣禎一法相による六度目の死刑執行に抗議する 伊藤嘉明/
小川原優之/吉村駿一/安田好弘 2 頁
抗議声明 3 頁

死刑日録 9 頁
国連自由権規約委員会の勧告の実施を求める要請書 10 頁
ある死刑囚の最後の言葉 幾島賢治 12 頁
「第 24 回死刑廃止全国交流合宿 2014 in 京都亀岡」報告 13 頁
インフォメーション 15 頁

響かせあおう死刑廃止の声 2014

10 月 11 日 (土) 四谷区民ホールへ

世界死刑廃止デーである 10 月 10 日前後に、日本でも毎年開催している「響かせあおう死刑廃止の声」集也会も今年で 10 回目を迎えます。

今回は「死刑がつくる冤罪」と題して、今年 3 月に静岡地裁にて再審開始決定が出された袴田事件を中心に話しあいます。

青木理さん (ジャーナリスト) を囲んで

澤康臣 (ジャーナリスト)、安田好弘 (フォーラム 90、弁護士)

講演・西嶋勝彦 (袴田事件弁護団長)

報告・袴田ひで子 (袴田巖さんの姉)

また死刑廃止へ向かう世界の流れについて、アムネスティ・インターナショナル日本から報告していただきます。

そして、9 月に渋谷大和田ギャラリーでの展示で 4000 名の人が集まり鑑賞した、死刑廃止のための大道寺幸子基金の今年の公募作品の初展示と選考委員のシンポジウムも行います (死刑囚表現展の選考委員は以下の方々です。池田浩士 (ドイツ文学者) / 加賀乙彦 (作家)

/ 川村湊 (文芸評論家) / 北川フラム (アートディレクター) / 坂上香 (映像作家) / 香山リカ (精神科医) / 太田昌国 (民族問題研究者)。

大道寺幸子基金は 2004 年に亡くなった大道寺幸子さんの遺産をもとに 10 年という期限限定で発足しました。今年 10 年目を迎えますが、死刑をめぐる状況は悪くなる一方であり、いま基金をやめる状況にはありません。今後基金をどうするか、会場で、その方針を発表します。

最悪の法務大臣が就任したいま、私たちはこの日、四谷区民ホールに集い、気持ちを新たに死刑廃止の声をあげていきたいと思えます。

17 時 30 分から新宿方面へ向けたデモを行います (アムネスティ・インターナショナル日本主催)。ぜひ集いとデモにご参加ください。

〔開場 12 時 30 分、終了予定 17 時、当日券 1200 円、前売り券 1000 円、四谷区民ホール＝丸ノ内線新宿御苑前 2 番出口から徒歩 5 分〕

松島みどり新法相地元連続行動

死刑推進を掲げた最悪の法相の登場を許さない

死刑執行への積極的な姿勢を掲げ続ける新法相。9 月 26 日の日本外国特派員協会では「袴田事件は静岡地裁で再審請求が認められただけ」とまで発言している。袴田さんは無実を主張し 48 年間闘い続けたからやっと再審の門が開かれたが、2008 年には捜査段階から一貫して無実を訴えていた久間三千年さんが再審請求を準備中に処刑されている。厳罰化と恐怖でこの国を治めようとする流れに歯止めをかけていかねばならない。

◆同封の法相宛要請ハガキをお出し下さい。

◆10 月 18 日 (土) 12 時から東武スカイツリーライン曳舟駅でピラ撒きと事務所への申し入れ行動を行います。

◆11 月には松島事務所近辺での集会とデモを準備しています。決まり次第、ホームページ及び死刑廃止チャンネルのスケジュール欄でお知らせします。

要請先＝松島みどり事務所

100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1 衆議院第 1 議員会館 709 号室

131-0045 東京都墨田区押上 1-24-2 川新ビル 2 階 電話: 03-5610-5566 FAX: 3621-7300

谷垣禎一法相による 六度目の死刑執行に抗議する

◆8月29日、谷垣禎一法相は仙台拘置支所で小林光弘さん(56歳)、東京拘置所で高見澤勤さん(59歳)の死刑を執行した。以下に掲載するのは9月7日18時から文京区民センターで行われた執行抗議集会での発言である。日曜の夜にも関わらず、多数の方が参加された。

小林光弘さんは苦しみながら 生きようとしていた

伊藤嘉明(死刑廃止連絡会・みやぎ)

死刑廃止連絡会・みやぎの伊藤と申します。私は、今回死刑執行された小林光弘さんと10年以上にわたり、獄中者と支援者という関係で交流してまいりました。今日は、時間も限られておりますので、私の方からは3点ほどお話ししたいと思います。

第一点目は、今回の死刑執行にかかる抗議行動を行いましたので、その報告。二点目は、小林光弘さんと交流しているあいだの状況とか、ここ1、2年の状況についてお話ししたいと思います。三番目に、本件執行の政治的な意味といったことについてお話ししたところで、だいたい私の時間は尽きるのかなと思っております。

手短かで雑駁な報告になってしまうかとは思いますが、よろしくお願い致します。

【(1) 抗議行動について】8月29日の死刑執行については、紋切型の言い方をすれば、本当に青天の霹靂であったということが正直あります。甘かったと言われるかもしれませんが、やはり私も驚きました。小川原優之弁護士から8月29日の午前中、仕事中に私の携帯に突如電話がかかってきて、こんな時間に電話がかかってくるというのは、ただ事ではないと勤務中になんとか電話に出ました。

抗議行動を直ちに組まなければならなかったのですが、抗議行動の日程をマスコミ関係に流す時間がなく、周知が出来にくかった中、9月1日、仙台拘置支所に抗議行動を行いました。

連絡会のメンバーは私を含めて4人が集まり、抗議声明を拘置所に届け出た上で、拘置所の責任者に面談を申し込みました。当局からは、宮城刑務所の庶務課長だと名乗る「フクヨシ」という男ともう一人が、門扉の向こう側に立って、「面談には応じません」と通告してきました。2001年9月、高田勝利さんが死刑執行されたとき、連絡会のメンバー3人が面談を申し込み、拘置所の責任者と面談しております。大した回答は得られていないのですが。それから2008年、高塩正裕さんが10月に死刑執行された際にも、11月に面談を申し込み、これも拘置所の責任者から、これも大した回答は得られな

かったとはいえ、面談をしております。しかるに今回、それすら認めない対応を取ったこと、これが今回の特徴です。

こちらは抗議声明をその場で読み上げたのですが、そのフクヨシは「読み上げの声がでかくて周辺の迷惑になるからよしてくれ」と言いました。そんなことは無視してやらせていただきました。別に警察も呼ばれなかったですけれども。写真を撮ろうとしたところ「やめてください。肖像権がありますから」などと言って拒否しました。私たちの仲間に日蓮宗の僧侶の方がおられて、その場で小林さんの供養のお経をあげて下さいました。以上の次第で、20数分で行動を終了しました。拘置所側の極めて不誠実な対応に改めて憤りを感じました。

本件抗議行動については、マスコミ関係に記者クラブを通じて宣伝をし、同日の夕方に報道関係にレクチャーした結果、毎日新聞の宮城県内版で報道されました。抗議行動については、当局者の不誠実な対応が印象的であったということを報告したいと思います。

【(2) 小林さんとの交流】第二点、小林光弘さんとのこの間のかかわりについて。私が交流を始めて10年以上が経過しました。数えてみたら、55回ぐらい面会をしてきたこととなります。私が関わったのは最高裁に係属してから、刑が確定して再審請求を3度にわたって行う時期にまたがっております。この間、小林さんには精神的な波がありました。2008年5月の時点では「面会とか交流をもうやめたい」と、私にお別れの手紙を出してきて、面会が一時できなくなりました。小川原弁護士が間に入って下さって「そこは続けましょう」ということで面会を続けることができたということもありました。精神的な不調のみではなく、とくに2013年1月以降は身体の不調が目立ってきました。獄中にいらっしゃる方は太陽の光を浴びないために、ビタミンAとかカルシウムが不足するようです。歯が弱くなってしまって、この間、前歯の治療のためにお金が足りないというので、支援の関係者や家族から現金を差し入れて差し歯の治療をしたりしていました。しかし、その差し歯も前歯もごっそり抜け落ちてしまったこと、2013年1月以降、げっそりと痩せるということが、面会をしている私の目にも明らかでした。また、小林さん自身も「体力的に、最近はずっかり弱ってしまった」と言っており、腕も細くなってしまったことを非常に気にしておられました。本人はめったに私の前で弱音を吐くようなことはなかったのですが、体力的な衰えについて非常に気にして

いました。

獄中者サイドからの情報では、大小便を失禁して、布団や衣服を汚すということもあったようです。そういったことを人伝に聞き、私の方では、まさか「大小便を失禁しますか」とは聞けないので、「衣服とか布団の差し入れをしましょうか」ということを言って、昨年と今年は衣服の差し入れをしました。今年5月には死刑廃止連絡会・みやぎの仲間のつながりで、布団一式を差し入れました（仙台拘置支所では、布団の差し入れは一応できるようです）。5月に布団の差し入れのお礼の手紙を頂いたのが、私が小林さんから頂いた最後の手紙となりました。小林さんの不調は、この1、2年ほどは目立ってきており、従来であれば便箋に6、7枚の手紙は書いてきていたのですが、身体が不調になってからは、せいぜい1枚か2枚の挨拶を書くぐらいが精一杯だったようです。小林さんは弱音を吐かなかったとはいえ、精神的・身体的な不調が、最近とみに目立っていたことが私の目にも明らかでした。

死刑執行後の新聞報道の中には、小林さんが3度にわたって再審請求を繰り返しているのを、命乞いで見苦しいなどという、被害者遺族の立場に立ったと称する報道もあったようです。私が見る限り、それは一面的にすぎると思います。小林さんは苦しんでいました。苦しみながら、それでも生きていました。そして再審請求にこだわった理由も、命乞いなどとは、私は思っておりません。小林さんは「殺意はなかった」と一貫して主張しておられたし、殺意がなかったというのは、まさにその通りなのであると思います。検察側は、彼を死刑（判決）に持って行くために、ありもしない殺意を（「でっち上げた」とまで言えるかどうかはさておき）彼に着せ

今回死刑を執行されたかた

小林光弘さん（56歳：仙台拘置支所）
1958年5月19日生まれ
青森県弘前市武富士放火事件（2001年5月8日）
2003年2月12日 青森地裁（山内昭善）死刑判決
2004年2月19日 仙台高裁（松浦繁）控訴棄却
2007年3月27日 最高裁（上田豊三）上告棄却
2013年9月10日 再審請求（第3次）
2014年5月26日 棄却、5月29日 即時抗告 7月10日棄却、7月11日 特別抗告、8月6日 棄却
2014年8月29日 仙台拘置支所にて死刑を執行される

高見澤 勤さん（59歳：東京拘置所）
1955年4月20日生まれ
暴力団3人殺害事件（2001.11～05.9）
2008年2月4日 前橋地裁（久我泰博）死刑判決
2008年12月12日 東京高裁（安広文夫）控訴棄却
2012年10月23日 最高裁（大谷剛彦）上告棄却
再審準備中
2014年8月29日 東京拘置所にて死刑を執行される

たのであろうし、また裁判官も、事件の重大性、犠牲者の多さや遺族感情の悪さに目を曇らされ、濁った心で、彼にありもしない殺意を認めたのでしょうか。その結果が、小林さんへの死刑判決だったのではないかと考えています。

人間の行為は、意図せざる重大な結果を招く場合があります。裁判官は、人間とはそういうものであるということ、最もよく知っていなければならない立場にあるはずで、小林さんへの判決において、そういった人間への洞察を裁判官が発揮できていたか、大いに疑問があると、私は小林さんとの50回以上の面会・交流を通して感じています。小林さん

抗議声明

本日（8月29日）、小林光弘さん（56歳：仙台拘置支所）と高見澤勤さん（59歳：東京拘置所）に死刑が執行されたことに、強く抗議する。

谷垣禎一法務大臣による死刑執行は、6月26日に次ぐ、6度目であり、執行された人は11人にのぼる。本日の死刑執行は、国会閉会中で、かつ9月3日に行われる内閣改造の直前であり、執行に関する議論もできず、また法相を退くであろう谷垣法相に、執行の責任も追及できない時期をあえて選んで行った極めて卑劣な執行と言える。

これで安倍晋三政権は、第一次政権で10人、第二次政権で11人、合計21人の死刑を執行したことになる。自らは2度目の首相の座に着いたときには、「やり直しができる社会を目指そう」と謳いながら、罪を犯した人のやり直し・生き直しは認めようとせず、世界の流れに逆行して死刑制度の存置

に執着している。

小林光弘さんは、8月6日に第三次再審の特別抗告が棄却され、弁護人が次の再審に向けて弁護人選任届けをとっている最中の執行であり、拘置所も法務省も、小林さんが再審を行うことを十分承知していながら、その機会を奪う形で執行に踏み切ったものである。

高見澤勤さんは、2012年10月に死刑が確定したばかりである。高見澤さんの裁判は、一審判決が2008年2月で、控訴審判決は同じ年の10月に出されたことから、拙速な裁判が行われたことは明らかである。今年8月に私たちが確定死刑囚に送ったアンケートに対する回答には、「再審準備中である」と書いてきており、その意思があったことは明白である。

今回の2名の執行に共通することは、いずれも再審の意思を明確に表明しているにもかかわらず、棄却された間隙や、その準備中に死刑執行を断行したものであり、再審の機会を与えな

い、そして確定者を増やさないという極めて政治的な意図に基づく執行といえる。

また、国連自由権規約委員会は、7月15日・16日にジュネーブで第6回日本政府報告審査を実施し、24日に日本政府に対する総括所見を発表した。この中には、日本政府が死刑制度の廃止に向けた過去の勧告の多くを実施していないとして、「この総括所見及びこの前の総括所見において委員会が採択した勧告を実施すべきである」と明記されている。

私たちは、死刑の廃止を願う多くの人たちとともに、また、谷垣法務大臣に処刑された小林光弘さん、高見澤勤さんに代わり、そして、死刑執行という苦役を課せられている拘置所の職員に代わって、谷垣法務大臣に対し、強く、強く抗議する。

2014年8月29日
死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

は殺人を意図してやったのではなく、あれはやはり、大きな過失であった、痛ましい過失には違いないけれども、事件は大きな彼の過失であったのだと、私は捉えております。

小林さんは、私の交流のなかで知る限りでは、非常に気配りの利くおじさんでした。私の友人でありました。私は青森から遠距離で面会に通っていたわけですが、面会の最後には必ず、車で帰る私を気遣って、「道中気をつけて」と言葉をかけて下さいました。非常に気配りの利く普通の人だというふうに私は思っております。にもかかわらず、今回、殺意をもって人を殺したとして死刑になったことは、極めて不当であると感じております。

小林さんの御遺体、御遺骨がどのようになっているのかについては、抗議行動で当局が何も回答しなかったということもあり、正確なところはつかめておらず、残念ながら私も今のところ、小林さんに線香・供養をあげることができないままです。当局者サイドは、引き取り手があるようなことを匂わせているんですけども、それが誰なのかは分からないということであります。小林さんには、既に成人に達しているであろう娘さんがいらっしゃるはずですが、また、実の弟さんもいらっしゃるはずなのですが、私のほうでは連絡先をつかみかねております。

小林さんと親族の関係については、もうほぼ没交渉だということも、小林さんは面会の時に言っておられました。ただ、最高裁で死刑が確定する直前の2007年1月に、親類の方、これは小林さんのお母さんとおばさんという方と一緒に、私が面会に入ったということが一度ありました。今になってみればそれが貴重な機会だったと思っております。

【(3) 本件執行の政治性】すべての死刑執行がそうであるごとく、今回の執行も極めて政治的なものであったと思います。その政治性には独特の性質があると思います。

まず挙げられるのは、当局の明確な「殺意」の下に死刑が執行されたということです。その明確な「殺意」を示しているのは、事実上の再審請求の合間を縫った執行であるということです。

第3次の再審請求の棄却が8月6日。そして私はその翌週、8月12日と13日、小林光弘さんと面会しました。その時、当然、第3次再審が棄却された話も出ました。「非常に残念でした」と小林さんは言うておりましたが、他方で「第4次をやらなきゃな」という意欲を見せておりましたし、私も「そうですね、第4次やりましょう」と言い、このことについては「8月30日に小川原弁護士や私が東京に集まって打ち合わせをしたうえで、次の矢を撃って行きましょう」という話をしておりました。ゆえに、当局は我々が第4次の再審請求を行うことは当然承知していたわけです。承知していたのに、死刑執行のリストに載せ、法務大臣もそれを承知でサインしたということが今回の執行に他なりません。再審請求を繰り返すことは明確に潰すという、当局側



仙台拘置支所前の抗議行動

の明快な意思の現れです。これを称して、私は「殺意」と呼びたいと思います。小林さんの「犯行」に「殺意」があったのかどうか、裁判はそれを認め、小林さんは否定しました。あったかなかったか分からない小林さんの殺意に比べれば、当局側の死刑執行への「殺意」は極めて明確であったということを指摘したいと思います。

再審請求潰しということ考えた時に、仙台拘置支所の死刑事件として、2004年7月に死刑が確定した「118号事件」との関係性をひと言指摘したいと思います。これは、2人の死者に対して3人に死刑判決が確定したものです。オウム事件以前は、戦後でも有数の刑事事件のひとつでした。3名に死刑が確定した結果がどうなったかという、この3名が再審請求を行い、また棄却されるという動きの中で、2011年1月に、3名のうち1名（熊谷昭孝さん）が病気で亡くなっております。2013年8月、2人目（迫康裕さん）が獄中で病死され、そして今年6月、死刑執行があったのと同じ日、東京拘置所に移管されていた死刑囚（岡崎茂男さん）が獄中で病死されました（執行を報じた同じ新聞紙面に、岡崎さんと118号事件の文字をご覧になった方もいらっしゃると思います）。こうして、死刑確定から10年を経て、3人のうち1人も死刑を執行されることのないまま、獄中で亡くなったことになりました。

これをどう考えるか。弁護側及び支援者がこの間再審請求を支えてきたこと、そして再審請求を支える中で死刑の執行そのものを阻止してきたことが、この結果に反映していると思います。再審請求という行動なしに、この3人が死刑執行されないまま終了することはありえなかっただろうし、その意味で、死刑廃止運動側の勝利とまでは言えないまでも、少なくとも、死刑廃止運動は負けなかったとは言えると思います。他方、こういった事態は当局者にとっては当然、面白いわけではないです。「再審請求しているが故に死刑の執行ができない」という実績を作らないこと。これを当局側が目指したと考えられます。今回、あえて小林光弘さんが狙われ、再審請求の合間を縫ってだまし討ち同前に執行されたのは、再審請求をつぶすための動きだったと言わざるを得ませ

ん。

そしてここにはもう一つ、死刑廃止運動、再審請求への当局側の愚弄と挑戦があると思います。今回、小林光弘さんについていた小川原弁護士は、周知のとおり、死刑廃止の急先鋒の一人であります。死刑廃止連絡会・みやぎは、仙台拘置支所にかつて収監されていた無実の死刑囚、赤堀政夫さんの支援運動の系譜をひく、宮城県でも最も長く、ラディカルに活動してきた死刑廃止運動の集まりです。このような死刑廃止の弁護士と運動の両者の支援があることを承知の上で、当局がだまし討ちにしたことは、運動への挑戦、運動をなめてかかった結果だろうと指摘せざるを得ません。

このようにして、今回の執行には間違いなく政治的な意図が働いていました。被害者遺族が言うような、正義がこの執行によって実現されたというような一面的で単純な話ではないと思わずにはいられません。ドイツの批評家ベンヤミンは、死刑には「なにか腐ったものがある」という、彼一流の文学的な言葉で、死刑の本質を論じました。今回の小林光弘さんの執行も、この「腐ったもの」と無縁ではないと思います。その「腐ったもの」を、私は「政治」と呼び、また「殺意」と呼んだ次第です。

最後になりましたが、今回の執行で、私は10年来の友人を、極めて不条理な形で失いました。そのことに深い悲しみと憤りを抑えることができません。小林さんは苦しみながら、それでも生きつづけようとしていました。私は、また私たちは彼を十分に支えることができたのだろうか、支援と呼べるほどの支援をできたのだろうかと思うとき、極めて忸怩たるものがあります。小林さんの墓前にまだ線香ひとつ差し上げることができないでいる私ではございますが、死刑をこの国から、またこの世からなくすために、今後もできる限りの努力をしていきたい、そしていつか必ず死刑制度をなくし、死刑制度が廃止されたという報告を、小林さんの墓前にしたいということが私の今の願いです。

改めて、死刑執行に心からの抗議と憤りを表明し、そして死刑廃止への決意を述べまして、はなはだ雑駁ではございますが、私からの報告と致します。

準備された執行

小川原優之（小林光弘さんの弁護士）

小川原といいます。小林さんの弁護人をしておりました。小林さんの事件というのは、いわゆる武富士放火事件で、5名が亡くなられて4名の方が重傷を負ったという、青森県弘前市では大事件だったと思います。平成13年（2001年）5月8日に起こり、彼が逮捕されたのが翌年の3月。彼はそれまで自分が見つからないようにアリバイ工作をしたり、いろ

いろしているんですね。彼はタクシーの運転手さんだったんです。平成14年（2002年）3月に捕まって、翌平成15年（2003年）2月にはもう死刑判決が出ているというくらい短い裁判だったわけです。彼は当然控訴するんですが、仙台高裁で棄却されたのが平成16年（2004年）2月ですから、みんな1年足らず。地裁も1年足らず、高裁も1年足らずということで、とにかく死刑にするんだという、国側の強い意思があったんですね。

その中で上告して最高裁判所となるわけですが、最高裁というのは国選弁護人を東京で選ぶことになります。私が平成16年（2004年）5月に国選弁護人に選ばれ、私ともう一人北村さんという弁護士が国選としてつくことになりました。そこで初めて小林さんに会って、それから今まで弁護活動をしてきました。最高裁に係属している間は、彼は殺意なんかなかったんだという主張が聞いてもらえるかもしれないという期待が残っているわけです。

この事件は、争点がいっぱいあった事件だと思います。私としては、もう一回、科学的な鑑定をやり直したいと、東京理科大学の火災科学の専門家の方に、最高裁段階で意見書を書いて頂いたりしました。あと、彼が武富士に入った時には何人かの従業員が見えるのですが、奥の方に逃げて、彼はもう非常階段からみんな出ただろうと思っていました。目の前には店長一人しかいない。そういう中で店長に金を出せと言うのですが、自分が今火をつけるぞと言っているにもかかわらず、店長が警察に電話をし始める。若い店長で、ある意味では正義感が強かったのかもしれない。でもそれは非常に危険な行為です。小林さんの方は、自分の持っていた紙に火をつける。それでも店長は電話をやめない。それで彼は自分でもわけが分からない状態で、最初にガソリン（混合油）を撒いているんですけども、そこにその紙を投げる。ガソリンを撒いてから紙を投げるまでに時間が経っていて、その間にガソリンがだいふ気化し、充満している状態であったようです。そういう中にボンと火を放り投げましたから、あっという間に爆発するみたいな勢いで火が広がっていく。彼は投げると同時に上の階から下に降りていくのですが、火はあっという間に部屋の奥の方に広がって行って、奥の部屋にまだ人が逃げられずに残っている状態だった。窓ガラスを開けて出ようとしていたりしているのですが、あっという間に火が広がっていく。そこで、裁判では、彼が、奥に人がいることが分かっていたのか分からなかったのか争点となります。奥で警察に電話したり大声で悲鳴を上げていたりしているので、分かったはずなんだと言われていたんですが、彼は聞こえなかった、分からなかったと言い続けるわけです。そういった、火の広がり方とか予見ができたのかなど、いろいろと争点になっていったわけです。

また奥の部屋で従業員が警察に電話したときのテープが残っていますが、そこに「おめだ」という言

葉が入っていて、それは「おまえたち」と複数の人を表しているのか、それとも複数を表していないのかとか、複数の人がいることを予見していたかどうか争点になっていく。そういう言葉が何を意味しているのかとか。

あともう一つ、彼が武富士の部屋の中に入った時に、何人の人がいるように見えたのか。これも客観的な部屋の構造からして実際には6名しか見えないんですね。奥の部屋に初めから3名いて、だけれども、捜査段階の供述調書で「4、5名くらいしかいないかな、と思って入ったら、10名くらいいたように見えたので驚いた」とみたいな調書を取られている。10名くらいいることが分かっているながら、火を放っている、だから9名に対する殺意があるという認定になっていくわけです。けれど、入った時には客観的には6名しか見えないわけです。それがもしも捜査段階の調書に残っていれば、これは錯誤論とかいろいろややこしい議論があるんですけども、小林さんには、9名に対する殺意はそもそもないんだという議論も可能だったと思うんです。それが、10名くらいいたように思うという捜査段階の調書が作られてしまう。私は、捜査官側が意図的に、錯誤の主張をさせないために、そういった調書を作っているのだと思います。そして捜査段階の調書の中で、未必の殺意というんですけども、明確な殺意ではないけれども、死んだら死んでも構わないやと思って火を放ったみたいな、そういう調書を取られたりとか。そういう中で彼は9名に対する殺意があって、そのうち5名が亡くなったことから強盗殺人の既遂と、4名に対しては強盗殺人の未遂になっていくわけです。それと現住建造物等放火というこ

とになってしまっていたわけです。ずっと争っていて最高裁段階では科学鑑定みたいなことをやったりしていたんですけども、結局、上告が平成19年(2007年)3月に棄却されたわけです。

随分前は7、8年経って死刑が執行される可能性が出てくる状況でした。私も例えば、去年病気で亡くなられた宇治川正さんという方がいて、平成元年(1989年)に死刑が確定しているんです。私は8年経過後の平成9年(1997年)の2月に彼の再審請求をしています。その頃は、まだそのくらいの余裕があった。

ところがその年の8月1日に永山則夫さんが宇治川さんを飛び越えて、そしてもう一人の方が、宇治川さんの直後に再審を請求していたのですが、その方も飛び越えて、執行されてるんです。もしも宇治川さんが再審請求していないと、ちょうど宇治川さんの前の人まで死刑が執行されていましたから、もう次は宇治川さんなんだと予想がつく状況でした。当時はそういう予想ができました。それで再審請求をした。だけれども、その時に僕は彼を飛び越えて次の人が執行されるなんてことに思いが至ってないわけです。

宇治川さんについての再審は精神鑑定にいろいろ問題があるということを繰り返し主張し、昨年まで、ずっと続けていました。ところが昨年、再審請求が棄却され、東京高裁に即時抗告したのですが、ほんの数カ月で棄却になる。そこで最高裁に特別抗告をしたのですが、これもごく短期間で棄却になりました。僕は第2次再審請求をやろうかと準備しているあいだに、宇治川さんはたまたま肺の病気で亡くなっているのです。もしも病死していなかったら、

高見澤さんの弁護人からのメッセージ

高見澤勤の死刑執行を知らされて驚きました。死刑確定後に面会した際の顔が印象深く、本当に残念です。

高見澤は3人を殺害した事件が確定していましたが、その内1人の被害者は、昔、私が弁護した者であったため、最初に高見澤から弁護を依頼されたときは断っていました。その後一審で死刑判決が出たあと控訴審で再度依頼があり、その被害者の殺害には関与しておらず、現場にいた配下の男が被害者との個人的な関係から発砲したとの説明が関係者からありました。そこで、その事情を被害者と同じ車内にいて目撃した人から聴取しました。金銭的なトラブルがあって、それを高見澤に知られることをおそれた配下の者が、所持した拳銃で射殺したというのです。控訴は棄却され、上告審も棄却され

ました。検察官は組関係の抗争の中で対立する組長を高見澤が配下の男に射殺させたというのですが、被害者は対立組織を抜けて、高見澤の仲間に入る交渉中で、当日も高見澤が被害者を誘って、スナックで飲み、次いで、被害者がお礼に二件目のスナックに二台で移動することになったのです。二件目のスナックには高見澤と配下の男が先に到着して、遅れて駐車した被害者と上記目撃者が雑談していると、入店が遅いために、高見澤が配下の男に、早く店に来るように迎えに出させたところ、配下の男と被害者が口論の末、配下の男が突然発砲して殺害したというのです。

従って、高見澤は殺害指示もしていないし、拳銃を渡したこともなく、被害者と対立関係もなかったの

です。

配下の男の殺害を知って、死体遺棄や配下の男の逃亡などを高見澤は組長として手配していますが、これは事後的なことでした。

ところが、目撃した男は、その後病死しています。配下の男は、殺害は高見澤の指示で、組織的犯行と供述して、無期懲役で宮城刑務所で服役しています。そこで同人に面会して、殺害は高見澤の指示や組織とは関係なく、個人的な動機でなかったかを尋ねましたが、あいまいな返答で終始しました。

確定判決に対する再審を考えましたが、立証の困難に直面していた矢先に、意外に早い死刑の執行となりました。

事実認定に承服し難く、かつ再審も難しい死刑囚の問題は、本当に深刻と痛感しています。

平成26年9月6日

弁護士 吉村駿一

執行されていたかもしれない。

さきほど仙台の支援者の方の報告にあった、2人被害者がいて共犯の3名に対し死刑判決が出たという事件の関係でも、3名の方はみな病死されているわけです。実際には死刑は執行されなかったわけです。僕もそのうちの一人の弁護人だったんですね。そういう中でやはり目をつけられていたのかもしれない。でも私には全くそういう自覚がなくて。それは本当に申し訳ない油断だったのかもしれないし。じゃあ一体どうできたのかというのが自分でも分からないんですけれども。そういう意味では今年8月6日に特別抗告が棄却されて、7日とか8日に仮に再審を申し立てていたとしても、再審請求中の執行になったのかもしれない。8月6日に棄却されて8月29日に執行しようと思ったら、もっと前から準備していないと執行なんかできっこないわけです。私は全く油断して分からなかったけれども、何カ月も前から執行の対象に小林さんはあげられていたのだと思います。

いま125人くらいの死刑確定者の人がいて、再審請求をしている人は80数名いるんですよ。それだけの数の弁護士もいるのかもしれないし、弁護士を入れないでやっている人もいますけれども、ただ弁護士だけでやることではない。やはり支援者の方がいないと無理だし。そういう中で皆で力を合わせるしかない。

また本当に日本から死刑をなくそうと思えば、迂遠そうに見えても、いろんなところのいろんな仲間と手を合わせながら、死刑のない社会を実現していくために、頑張るしかない。ここにいる皆さんと一緒に頑張っていくということくらい私には言えませんし、小林さんに対しては油断してしまって申し訳なかったということしかない。これからもみんなと一緒に協力して頑張っていきたいと思います。よろしく願い致します。

新法務大臣の登場と死刑の新段階

安田好弘（弁護士・フォーラム90）

1、国連自由権規約委員会の勧告を無視

谷垣法務大臣は、9月29日、東京拘置所で高見澤勤さん（59歳）を、仙台拘置支所で小林光弘さん（56歳）を執行しました。いずれも、再審請求を準備していました。二人とも狙われたと言ってよいと思います。再審請求をされるとその間執行ができなくなってしまいますから。現在死刑確定者は126人、うち再審請求中の人は89人、恩赦出願中の人は25人、一部重複がありますが、法務省は現在のところ、再審請求中の人、恩赦出願中の人に対して死刑執行をしていません。ですから、再審請求をさせないように、狙ってやってくるわけです。このことが、永山則夫さん以来、ずっと続いています。

また、今回の執行は、7月の国連自由権規約委員会の勧告を意図的に無視するものでした。谷垣法務大臣は、就任当初、死刑制度は国家の刑罰制度であるから、日本国家が決めるものであって、国際的に云々言われるものではないと明言しています。それを、実践したわけです。そして、後に述べますが、年4回の執行体制を確立するために、退任直前であるにもかかわらず、執行を行ったのだと思います。彼にとって、人の命よりも政治が優先するのでしょうか。

私は、かつて、死刑廃止という考え方は、いわゆる先進的な考えだと、人の理解が深まれば深まるほど、死刑廃止は広まるものだと思っていました。若い人は必ず死刑廃止の考えを遺産として受け継いでいくだろうと。そして、廃止から存置に戻ることはない。だから、時間が経てば経つほど死刑廃止の世論は広がっていくだろうと思っていました。しかし現実には皆さんもご存じの通り、死刑廃止の世論は広がるのではなくて、むしろ少なくなっている。世界は確かに70%の地域と国が死刑廃止をしています。日本の中はそうではなくて、今から20年前は約16%もあった死刑廃止論者が、いまは約5%に落ちている。つまり、そのまま待っていても死刑廃止の意見は広がらない。死刑廃止の声を大きくしても、そう簡単に広がらない。それを私たちは現実として認めなきゃいけないし、そういう上に立って物事を考えていかなければならないと思うのです。そうだとすると、死刑廃止に対して疑問を抱いている人たち、死刑廃止と言いきれない人たち、あるいは死刑存置と言っている人たちと、いかに考えを共通していくか。いかにして理解してもらえるかということをお私たちが本当に考えないと、私たちは孤立したままだと思っています。そこでこのかん、私は死刑を存置したまま終身刑を導入しようじゃないかと思っています。とにかく死刑存置の人たちと、どこかでつながることができる、死刑存置の人たちに話しかけることができる、議論することができる、そういう政策目標を実際に持たなければいけないだろうと思っています。

2、冤罪が創られる暴力団の事件

もう一つお話ししたいことがあります。私は、かつて、暴力団の抗争事件の控訴審を受け持ったことがあります。そして暴力団事件というのはこういうものかと初めて思い知らされました。その事件は暴力団同士が抗争を起こして、組長同士が一つの部屋に集まって手打ちをやろうとしている場で起こりました。応接室で、組長同士が話し合っている場で、いきなりパンパン！と銃が発射され、相手の組長が撃たれる事件が発生しました。幸いにして撃たれた組長の命は助かりました。その捜査は、まず警視庁の捜査四課、つまり暴力団担当が出てくるのです。最初から検察官が関与し、事実上、警察官に関与させないんです。まさに特捜検察の捜査方針でや

るんです。つまり、検察官が、この事件はこういうものだと組み立てをしたうえで証拠を集めていく。その事件では、検察が組み立てた事件は2発の拳銃から発射されたものですから、組長と若頭の2人が相手の組長を撃ったという事件として作り上げるんです。実際は、組長についてきた組員が、組事務所の前で待っている間に相手の組の組員とケンカになり、その勢いで組事務所に押し込み、相手の組長を撃ってしまう。日頃から組長の手打ち路線には不満を抱いていたんです。

そして、実際に撃った組員が組長に叱られて、「私が撃ちました」と自首したんです。ところが、「お前は関係ない、帰れ」と追いつかれるんです。そして被害者の組長とその組員を呼んで、相手の組長が撃った、若頭が撃ったという供述をさせるんです。相手方の組は、それに従わないと、警察に潰されてしまう。ですから、今でもその組は生き残っています。

弾丸には発射角、入射角があるわけです。検察が作ったストーリーでは、組長の尻と腹への入射角が合わないんです。もっと決定的なことは、撃ったと言って自首した人の靴には鉛の微細な破片がついていたんです。控訴審では、それらの証拠を提出するんですが、それでも裁判所は有罪判決を維持するんです。被害者が相手の組長に撃たれたと言っているのだから、間違いないと言うんです。ヤクザの事件というのはそれほど冤罪が多いわけです。現実には、ヤクザの事件では無罪となったケースが多数あるわけです。そのほとんどが、共謀という形で、組長が指揮した、命令したということで有罪となっているわけです。

3、高見澤さんのケース

そして高見澤勤さんのことですが、たまたま私の手元に判決がありました。そこで高見澤さんが何を主張していたか。彼は3人を殺害したということになっているのですが、第1、第2の銃殺事件は、共謀でした。つまり部下の組員にやらせたということで有罪判決を受けています。彼は捜査段階から「私はいっさい共謀していない、指示、命令もしていない」と言い続けていました。しかし裁判所は、それは信用できないということで、実行犯が組長に命令されましたという供述をしているものですから、それが直接証拠ということで有罪判決を受けています。そして第3の事件ですが、これは実際に彼は銃で撃っています。彼の弁明はこうなんです。敵対関係であった。つまりケリをつけようとした、すると、向こうがポケットに手を入れた。彼は「あ、撃たれる！」と思って撃ち返した。ですから彼の言っているのは正当防衛、あるいは誤想防衛と主張しているわけです。

私が体験したヤクザの事件からしますと、高見澤さんの弁明は十分ありうる話だろうと思うわけです。弁護人だった人からのアピールがありました。

宮城刑務所で服役している実行犯に聞いたところ、言葉を曖昧にして、答えなかったという訳ですから、ますます疑問に思うわけです。そこからすると、やはり彼が再審をしたいと、その準備をしたいと言っていたのは本当の話だったと思うわけです。

4、意図的な早期執行

特に高見澤さんは、確定してから1年9カ月で死刑を執行されているんです。このかん、谷垣法務大臣はすでに確定して1年4カ月の人を2人執行しています。過去10年間の平均は5年6カ月ですから、彼は、早期執行を日常化させようとしているわけです。確かに過去には早期執行の例がありました。しかしそれは、宅間守さんなど例外的に行っていました。しかし彼は、恒常的にやっているわけです。フォーラム90の例会でも議論してきましたが、谷垣法務大臣は年4回の執行を定着させようとしている。このかん、袴田事件があったから執行を控えていた。しかし袴田事件のほとぼりが冷めるのを見計らって死刑を再開した。そして、今年も年4回やろうとすると、8月中旬にやらざるをえない。また、9月3日に内閣改造をするとすると、辞める直前に執行をするだろう、つまり、8月中旬に執行すると言われてきました。私どもはそれに対して有効な手立てを打つことはできなかったわけですが、今週中にあるだろうと言われていて、木曜日にはなかった。だとすると残る金曜日しかない。そうでないと、週が明ければ内閣改造が控えているわけですから金曜日しかない。私どもは、法務大臣に、「今日執行されるかもしれない。執行を止めろ」という電報を打とうかとか、記者会見でもやろうかと思ったけれども、残念ながらそこまで決断することはできませんでした。過去には、今日執行があるということで記者会見をやって、なおかつ拘置所の前でピケを張るということもやりましたが、今回はそういう力は私どもにはありませんでした。そしてやはり結果として執行されてしまったわけです。次は10月、12月の執行です。わたしたちは、それをやめさせるための運動をしなければなりません。

特に今回、見てびっくりしたのは同じく8月29日に仙台拘置支所で執行された小林光弘さんの件です。私も再審請求を7件やっていますが、こんなに早く再審請求が棄却されるということは本当に驚きです。最高裁への特別抗告に対する棄却も、わずか1カ月程でした。信じがたい話ですね。8月6日に棄却決定があったとすると、その時にはおそらく最高裁に記録が行っていたはずですが、もちろん全部とは言わなくとも、一定の記録は行っているはずですが、決定が出て、そのあと記録は整理されて検察庁に戻される。このケースは確定した判決が一審ですから、一旦、青森地裁に戻されて、それから青森地検に戻される。ですからどこかで空に浮いていたのではないかと、そしてそういう状態で谷垣法務大臣は死

刑執行を決定したのだらうと思います。記録を精査して慎重に判断したという彼の嘘がそのことから分かります。法務省は、再審請求については神経をとがらせてウオッチングしているはずで、ですから、新たに小林さんが再審請求をしたとき、彼らはどうするつもりだったのか。それでもなお執行をするつもりだったのか。それは分かりません。しかし少なくとも、再審が棄却されるのを狙っていた、再審請求が棄却され、次の再審請求が行われるまでの空白の時間を狙っていたことは確かです。

とにかく、再審請求をするなら、間髪を入れずにしなければならぬ。再審請求を行っている最中に次の再審請求を準備するというのは、鉄則です。恩赦についてもまったく同じです。そこに怠りがあるてはならないと思います。やり方は、何でもありますし、何通りもあります。特に、法務大臣が辞める直前に執行したケースは過去に3回もあります。彼らは退任して以後政治責任を負う必要がありませんから、躊躇なく、執行してきます。油断大敵です。緊張をもって臨む必要があります。

5、松島みどり＝最悪の法務大臣の登場

松島みどりという自民党の衆議院議員が新しい法務大臣になりました。私はこの人のホームページで、過去の衆議院法務委員会での発言を見ました。また、就任の記者会見も見ました。私は、この人は、最悪の人だと思います。法務委員会での質疑応答の中で、彼女はこう言っています。「私は死刑制度は維持すべきであると思う」と。今回の記者会見では、死刑は正しい制度であると言っています。死刑というのは、執行されて初めて確定するまで言っているんです。6カ月以内に執行しないのは、怠慢であり法律違反だと。法務省がこのような大きな法律違反を繰り返しているのは、大変問題であると。死刑判決が確定したということで物事が済むのではなく、執行されて初めて完結する。「法務省、法務大臣がその務めを全うするというので、社会秩序、社会の安寧、これは遺族だけでなく、真っ当に生きる多くの国民の信頼を維持することができるのではないかと考えている」と。「かつては、宗教上の理由で自分は判こを押せないと言って忌避された大臣がおられました。私は、こういう方は法務大臣を受けるべきではないと思っています」。「私は、何の罪もない人、いわれなき人の命を何人も奪った者、その命を国家がもちろん奪うのかもしれませんが、その罪の重さということを考えたときに、慎重かつ慎

重という言葉に対して非常に疑念を生じざるを得ない」と言っているわけです。この発問を当時の南野知恵子法務大臣に投げかけているんです。彼女は、南野大臣に6カ月以内にやらないのは法律違反じゃないかと詰め寄り、南野大臣に「いや、慎重に、慎重に、やはり命は大切なものですから、慎重にやっているんです」と弁明されて、「被害者の無念とかそういうことを考えると、慎重というのは非常に疑念を感じる」と反論しているんですね。もう一つ気になった言葉で、「人権というのは、被害者のためにあるものだ」「加害者の人権は副次的。二次的な人権にしか過ぎない」と言い切っているんです。そして、今回の記者会見で、「死刑囚が20年、30年も執行されずにいるということは、死刑囚にはそのこと自体が地獄だ」と言っています。そして、「ある日、突然自分の家族を奪われた被害者が存在して、初めて死刑囚がいることを同時に考えてもらいたい」。これはどういう意味かちょっと分かりにくいんですけども、つまり、死刑は被害者の遺族のために存在しているのだと言っているわけです。

谷垣法務大臣は年4回、そして合計6回11人の死刑を執行しました。回数からすると最多です。人数からすると、あの鳩山邦夫法務大臣に次いで2番目です。過去、一人の法務大臣が死刑執行した回数は最大でも4回でした。彼はそれを2回もオーバーしています。つまり連続的に死刑を執行し、死刑を日常化してきたわけです。ですから今回の執行も、翌日にはほとんど報道されないという状況になって来たわけです。

こういうなかで今後予測されることは、再審請求中の人に対して執行するだらうということです。このかん法務省が言ってきたことは、再審請求を繰り返すことは、死刑の執行を妨害しているのだ、公務の執行を妨害しているのと同じだと言うわけです。つまり、犯罪だというわけです。おそらくこの論理をもち出してきて再審請求を繰り返す人に対する執行に突き進もうとしているのだと思います。しかし、免田栄さんでさえ第7次再審請求でようやく罪罪が晴れたわけですし、そんなに日本の再審制度は整備されているわけでもないし、再審請求者に有利な形で法律が作られているわけではありません。幾度となく再審請求をしても、認められないケースがほとんどです。そうことを一切無視して死刑執行をしようというわけです。

さらに次に考えられるのが、オウムの人たちに對する大量連続執行だらうと思います。おそらく彼女

死刑日録

9月2日 最高裁第三小法廷(大橋正春裁判長)は松原智浩さんの上告

を棄却。死刑確定へ。裁判員裁判で、最高裁で死刑判決確定は初めて。
9月19日 東京地裁(田辺三保子裁判長)は渡辺剛さんに死刑判決。

(9月28日現在、確定者127人。執行停止中を含む)

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

は、今まで言ってきた理屈を言って、麻原死刑囚をはじめとする13名の死刑確定者の執行を、来年早々には手をつけるのじゃないかと私は危惧しています。

そして、裁判員裁判で死刑となった人に対する死刑の執行です。死刑を執行することが裁判員になった人に応えることだと言うんだと思います。

6、荒川区墨田区の法相地元行動を

松島法務大臣は、東京14区の選出議員です。なおかつ、過去4回衆議院議員に当選し、過去2回落選しています。しかも1回は僅差で落選しています。東京14区というと荒川区と墨田区。これからでも行こうと思えば行ける近い所です。私たちは田原法務大臣が誕生したときに、大分県中津まで行きました。祝賀会の会場に行って、花束を贈呈して死刑を執行するなと要求しました。そして、地元の新聞に意見広告を出しました。帰りの飛行機でたまたま同席して、そこでも死刑執行をしないでくれと直談判をしました。それから後藤田法務大臣の時には、徳島で集会を開き、徳島新聞に意見広告を出し、さらに彼に圧力を加えるということで、四国4県の県庁所在地の繁華街の中心で街頭世論調査をやりました。そして60%近い人たちが死刑廃止であるということを確認して、政府の一方的な世論調査ではなく

て、自ら意思表示しようという人たちの世論調査の結果を法務大臣にぶつけました。今まで法務大臣が就任するたびにいろんなことをやっていました。

一時期、私たちはそれを行わず、絶えていた時期もあります。今回、せっかくだいいいチャンスです。荒川と墨田ですから。とにかく連続的に執行するなという要請をし、執行するなという広報をし、情宣をし、そして彼女に対して執行できないような状況を作り出す。あるいは仮に執行するとしても、無謀なことをさせないということ私たちはやりたいと思うんです。もう一度皆さん、法務大臣に対してとった私たちの直接行動を反芻して、彼女に対して最大限できることをやりたいと思うんです。とにかく30分あれば彼女の選挙区に行けるわけですから。あるいは、そこに住んでいる方がおそらくいらっしゃると思うんです。地元の区議会議員、あるいは都議会議員、その人たちをはじめ、選挙民のみならず、中学生や高校生に至るまで、一人一人説得して回りましょうよ。そして、その人たちと一緒に地元で集会を開きましょうよ。10月11日には、東京で全国的な集会をやります。しかしそれだけではなく、毎月ぐらいいこの荒川区と墨田区で集会を開き、ピラを撒き、街頭演説をして、彼女の事務所に行って要請をしましょう。これを提案します。よろしくお願ひします。

要請書

死刑制度に関する法相発言に抗議するとともに、自由権規約委員会の総括所見での死刑制度に関する勧告について、その速やかな実施を強く求める

法務大臣 松島みどり 殿

2014年 10月

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13
港合同法律事務所気付

私たち「死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90」は、松島法務大臣の法相就任時の記者会見での死刑制度に関する発言に強く抗議し、今年7月に国連の自由権規約委員会が日本政府に対して行った、死刑制度に関する勧告について誠実に履行するよう要請する。

松島法相は、9月3日の初登庁後記者会見におい

て、「死刑の署名をすることをためらうものならば、法務大臣を引き受けてはいけない」と発言した。この発言は、袴田巖さんの再審開始決定で明確に示された、冤罪の人間を処刑する危険性というものをまったく考慮しておらず、国連の人権理事会や複数の人権条約機関、さらには欧州連合など、世界中から日本政府に繰り返し寄せられている死刑廃止を求める声を無視するものである。

また、法相は同じ記者会見で、内閣府の世論調査に言及し、「国民の意思がそこにあるからには、この制度は正しい」と発言している。しかし、この点については、2008年に自由権規約委員会が、「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討すべきである」と勧告を行っており、世論調査の結果に依拠して死刑制度の存続を図る姿勢は、国際社会からすでに強く批判されている。そもそも、死

刑は、人の命を奪う残虐かつ非人道的な刑罰であり、世論を根拠にその制度の正しさを主張することは、人の命を世論で左右してもよいと政府が公言するのと同じ暴言である。

法務大臣には、法務省設置法に基づき、人権保障の観点から法制度の整備や改廃について取り組む職責があり、内外からの懸念の声を無視して死刑執行に固執することは、法務大臣の重要な職責を放棄することに他ならない。

自由権規約委員会は、2014年7月15日および16日に、ジュネーブにて第6回日本政府報告審査を実施し、7月24日に日本政府に対する総括所見を発表した。日本の人権状況がこの委員会で審査されるのは今回で6回目であり、これまでの審査においても、死刑制度について繰り返し懸念が示され、死刑廃止を求める勧告が出されている。

今回の審査では、特に袴田事件について注目が集まり、死刑制度や死刑確定者の処遇などが主要な人権問題として取り上げられ、議論された。そして、審査後の7月24日に発表された委員会の総括所見では、そのパラグラフ13において、死刑制度および死刑確定者の処遇について、以下のような詳細な懸念と勧告が提示された。

- ・ 冤罪処刑の防止：袴田事件など強制された自白の結果として死刑が科されてきたという点に懸念を示し、弁護側に検察側資料への全面的なアクセスを保証し、拷問や虐待により得られた自白が証拠として用いられることがないように確保し、不当な死刑判決に対する法的な安全装置をただちに強化することを勧告
- ・ 死刑確定者の権利保障：死刑確定者とその弁護人との面会の秘密性が保証されていないことに懸念を示し、死刑制度における義務的な再審査の制度を確立すること、再審・恩赦の申請に執行停止効果を持たせること、死刑確定者とその弁護人との再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保証することを勧告
- ・ 死刑確定者の精神状態の審査：死刑執行に直面する者が「心神喪失状態」にあるか否かに関する精神状態の検査が独立していないことに懸念を示し、死刑確定者の精神状態の健康に関する独立した審査制度を確立するよう勧告
- ・ 死刑確定者の処遇改善：死刑確定者が死刑執行

まで最長で40年の期間、昼夜間独居に置かれ、死刑執行について事前の告知を与えられていないことについて懸念を示し、死刑確定者とその家族に死刑執行の日時を合理的な余裕を持って事前告知すること、そして原則として昼夜間独居を課さないことを勧告

- ・ 死刑廃止の実現：死刑の廃止を十分に考慮し、死刑廃止国際条約への加入を検討するよう勧告

また、自由権規約委員会は、少なくとも1993年の第3回審査以降、死刑制度に関する懸念と勧告を繰り返し出している。にもかかわらず、日本政府の対応には前進がみられない。今回の勧告も、2008年に行われた前回審査の際の勧告と重複する点が数多くみられる。

今回の審査で取り上げられた他の人権問題においても、同様に前進がない点がいくつも存在し、審査の中で委員から、「日本は国際社会に抵抗しているように見える」との指摘が出されたほどであった。最終所見のパラグラフ5においても、前回審査の際に出された勧告の多くが実施されていないとして、「この総括所見およびこの前の総括所見において委員会が採択した勧告を実施すべきである」と明記されている。

そもそも、日本政府には、日本国憲法98条2項に基づいて、締結している条約を「誠実に遵守する義務」がある。そして、1979年に国際人権規約（社会権規約および自由権規約）を批准し、自由権規約委員会による審査を受け入れている。これらの点から、日本政府は、誠実に自由権規約の規定を遵守する法的義務を負っており、委員会による勧告についてもこれを遵守しなくてはならないことは明らかである。

日本政府および法務省は、死刑廃止を求める国際社会からの声に真摯に向き合い、自由権規約委員会からの勧告を速やかに受け入れ、ただちにこれらを完全実施するための措置を講じるべきである。

私たちは、日本政府に対し、自由権規約委員会による今回の勧告について、誠実にこれを受け入れ、死刑確定者の処遇改善、冤罪による処刑を防ぐための制度改正、そして死刑廃止に向けた検討を速やかに開始するよう要請する。そして、その第一歩として、死刑の執行をただちに停止するよう強く求めるものである。

ある死刑囚の最後の言葉

◆以下に掲載するのは7月16日、名古屋拘置所で肝不全のためなくなった幾島賢治さん(享年67歳)の弁護人にあてた最後の手紙である。袴田さん再審開始決定を受け、幾島さんがどう考えたか興味深いので掲載する。なお昨年3名、今年に入ってすでに5名もの死刑確定者が獄死している。

〈死刑制度と廃止について思うこと〉

死刑制度を書くまえに、私は現在癌におかされて、主治医から6月13日に、余命長くて2ヶ月と告知を受けております。癌の宣告については、5月11日に結腸癌があり、それが近くのリンパに4個、肝臓に4個飛んでいると言われ、癌の家系でもないのに私が何故癌におかされたのか……大ショックでした。

それらのことを踏まえて読んでいただければ幸いです。

「更に4月11日、肝臓癌についての告知について告知されたのは、余命半年くらいですが、抗癌剤の服用で進行を遅らせるが、それでいいですか。」

早速、5月8日から抗癌剤の投与が始まりました。1ヶ月服用して2週間休み、その間に採血等をしてデータ収集していたものと思います。

主治医から、抗癌剤の服用については、呑んでも呑まなくても良いですよ、とも言われましたが、「気休めのためにも呑みます」と判断して、6月20日から、又服用を始めました。

結局は効いてなかったということです。

こんな体調の悪い時に、なぜ、死刑制度について書くのかと思われる人がいると思いますが、逆に今書かなければ二度と書くことはないと思い、体調の悪いのを押して書いております。

私とフォーラムの関係については、浅からぬ因縁がある様な気がしてなりません。(中略)

私の事件は非常に再審をするのには難しい事件だということは、私にも判りました。21年5月13日に金沢から名古屋に移監になってすぐ、村上先生はじめ3人の弁護士が面会に来て下さいました。

地獄で仏に会った様な気がしたものです。

前文が長くなってしまい申し訳ありません。

私は、正直に書きますと、死刑存置派でした。いつもフォーラムを村上先生が差し入れて下さるのですが、法務大臣の出身地に行って、執行はしないで下さいと書面を渡し、街宣をして帰って来るのを読んで、こんな事をして、法務大臣は聞く耳をもたないだろうと、読む度にいつも感じておりました。一生懸命やって下さる方々には大変申し訳なく思っております。私は先に、死刑存置派でした、と書きましたのは3月27日に静岡地裁で画期的な再審開始決定が出され、袴田巖さんを釈放したことにあります。

新聞のニュースによると、再審決定は過去にも何度

かあったけど、釈放までするのは初めてのことで、大きく掲載されていました。

検察は面子が許さないのか、高裁に即時抗告をしてすぐに棄却されたのに、今度は東京地裁に即時抗告したことです。

これが同じ人間のすることかと、愕然としました。

半世紀に渡って、いつ執行されるのかと、おびえて生活していたことを考えると私が軽々しく口に出来ることではありません。執行されていたら釈放されることもなく、今もおびえた日々を送っていた事でしょう。これらを考えると死刑執行は今すぐにでも止めるべきだと思います。同じ日に久間三千年氏の死後再審が棄下された様ですが敢てこの日にぶつけて来たのではないのでしょうか。

検事が上訴権をもっているのも問題だと思います。

検察は頑として手放さないでしょうが、これが司法の痛だと思います。

今の安倍政権なら、死刑廃止にするのは簡単なことですが、第一次安倍政権でも富山出身の長勢甚遠氏が10人の執行をしており、次の鳩山邦夫氏は13人の執行をし、次の保岡興治氏は3人の執行をしているので、第一次安倍政権で計26人執行していることになりました。

今は袴田さんの件があるので一時ストップしているだけで、又すぐ始めるだろうと思います。死刑廃止議連議長になっている亀井静香氏も、徳州会から2000万の資金提供を受けてることが発覚しておりますが、次の日に安倍政権と話し合いをもつてくるくらいですから、廃止議連の議長にはふさわしくない人物です。

福島みずほさんの方が一生懸命やってる様な気がします。

外国の死刑廃止国の中には、国民の反対が多くても、時のトップの判断で廃止になってる国が沢山ある様です。

安倍政権は集団的自衛権で、戦争の出来る国にしようとしてますが、何をかいわんやです。

私は袴田さんの件で、死刑は廃止すべきと考えが変わりました。

遺族のことを考えると複雑な気持ちにもなりますが、一度冤罪で殺された人は生きかえりません。やはり終身刑を作って冤罪ならすぐ釈放出来る様にすべきです。死刑反対になった幾島最後の言葉です。

26年6月22日記

村上満宏様

(編集部より・明らかな漢字の間違いと振り仮名の修正をし、事実案計の間違いはママとルビを振った)

「第24回死刑廃止全国交流合宿2014 in 京都亀岡」報告

8月30日～31日、京都府亀岡市天恩郷大本本部にて、「第24回死刑廃止全国交流合宿および市民集会」が「2020年までに死刑廃止を！」をテーマに開催されました。市民集会には100名が参加し、宿泊した合宿参加メンバーは約60名でした。

京都では、2008年にも全国交流合宿を開催し、そのときに準備に関わったメンバーが現在、「京都にんじんの会」として活動を継続していますが、日頃から、宗教界・法曹界との連携を志向しつつ、さまざまな集会やイベントを三者協働で開催してきました。この度の合宿については、実行委員会の中でも「死刑を止めよう！宗教者ネットワーク」の定例会で主に内容をつめ、特に大本教の木村さんには、会場だけではなく、宿泊の段取りから懇親会の手配まで中心的に担っていただきました。

30日、午後1時より大本教死刑廃止祈願祭が行われ、大本本部代表の歓迎挨拶を受けました。午後2時よりみろく会館3階ホールに場所を移し、「裁判員裁判と死刑——裁判員経験者からの提言——」とのタイトルで市民集会を開催しました。講師には、裁判員経験者によるコミュニティ発起人である田口真義さん、また、京都から死刑廃止を求める弁護士の会代表の堀和幸さんが、それぞれ、市民、弁護士の立場からお話されました。

田口さんは、死刑の実情を知らされないままに、究極の判断をした裁判員経験者にとって、裁判員裁判における死刑確定者の執行は極限の煩悶を強いるものだと指摘し、事実、この合宿の前日である8月29日にも、東京拘置所と仙台拘置所で2名の死刑が執行されたことに対し、大きな衝撃と憤りを表明されました。特に就職禁止事由により、政治家は裁判員になれない制度のもと、国民一人一人に直接死刑に関わる可能性を転化しながら、論議を開始する基本的情報さえ隠していることは許されないとし、「一度、立ち止まる勇気を！」と訴えました。

堀さんは、裁判員裁判自体の問題点として、陪審でも参審でもない中途半端な状況において、死刑事件の審理についてアメリカのスーパー・デュー・プロセスとの対比から、いかに日本の死刑事件の審理がずさんであるかということをはっきりとしました。少なくとも捜査段階での複数弁護人、調査員の保障、公判前整理手続きでの全面的証拠開示、裁判での死刑基準の明確化、事実認定と量刑の手続きを分ける、評決での少数意見の明示、自動上訴、死刑に関する情報公開が必要であるし、上記の改善達成まで執行の停止がなされるべきとしました。

私たちは、死刑の執行がされたときに、命が奪わ

れた残虐性に特化して目が行きがちであるけれど、容疑者として逮捕され、勾留され、裁判にかけられ、刑が確定していくその全ての過程において、人命と人権が軽視されているということが、アメリカとの対比で実感するお話でした。

市民集会は午後4時に終了し、宿泊所へ移動、夕食を済ませ、午後6時半より、合宿の全体会が開始されました。

冒頭、挨拶をかね、田森洋樹さんから「2020年までに死刑を廃止することをめざし、それまでの間、執行を停止することを要請する」今回の合宿のテーマ説明が行われました。田森さんは、アムネスティの立場から、「宗教者ネット」にも参加しているメンバーですが、ある時の会議で「死刑廃止と言うけれども、この運動に関わっている私たち自身が、どこか本気で死刑廃止が実現できることを信じていないのではないか」と意見を述べたところ、大道寺ちはるさんから「だったら、田森さん自身が真剣に具体的に提言をするべきだ」と指摘され、他のメンバーも「2020年はオリンピックの年でもあるが、田森さんの70歳という節目の年なのだから、やるべきだ」とさらに突き上げられた結果、要請文がまとめられたのでした。議論は、休憩を挟んだ分科会に手渡されますが、その前に、安田好弘弁護士による情勢分析とこの間の報告の時間がもたれました。

ところが安田弁護士のお話は、死刑廃止の実現に向けて、これからすべきことという内容ではなく、この20年間やってきて実現しなかったそのことを、もう一度振り返ってみようという中身でした。「地方議会決議をうながし、独自の世論調査、街頭世論調査を行った。街頭では良い結果が出たが、その当時後藤田は3分の2の廃止支持がないとダメだと言った。また、死刑囚へのアンケートも実施し、3年4ヶ月の執行のない期間を経て、法務大臣の職務怠慢論が出て、後藤田法務大臣（当時）の執行。議員連盟を結成し、執行停止法案を作成し、終身刑プロジェクトを模索し、民間法制審議会を設置しようとした。思いつく限りのことをやってきた。しかし、日本の死刑廃止の難しさは、検察が絶対に必要とがんばり続けていること。法務省の課長級以上は全員検察官であるという現状において、いかに彼らを弱めることができるのか。『運動のリセット』が必要ではないか。早急に結果を求めすぎたのではないか。死刑廃止の基盤を厚くし、一気にやろうとせず、被害者救済を含めた活動などを通じ、死刑が少なくなる環境をつくっていくことが大事ではないか」と提起しました。

午後7時半からは、①「死刑廃止の今後の取組み～2020年廃止にむけて」②「裁判員裁判と死刑」③「個別の死刑囚支援」④「宗教と死刑」という4つの分科会がもたれました。分科会は、それぞれ自己紹介や、自分の活動について語ることで、顔の見える関係が築かれる良さがありつつ、限られた時間ということもあり、テーマに沿った議論を深めるということも、なかなかむずかしいところがあります。

例えば、私が参加した①の分科会では、2020年に向けた活動の提案が、よりくわしくされましたが、即座に「それらは、すでに過去にやられていることだ」との指摘があり、その何とも前向きに展開しそえない議論の方向に、様々な世相を含む現在の暗澹たる状況が別の人から語られ、懐柔しようと試みる別の話が、あらぬ方向へ議論を導き……という出だしであり、結局これまでやってきたことは、質的に間違っていないのだから、今後は量的に増やすべきという発言に至り、私の頭はおおいに???のマークが点滅したのでした。けれども時代の経過とともに、袴田事件・飯塚事件という大きな二つの冤罪事件が廃止へ向けて大きなきっかけとなり得ること、いのちの表現展、死刑映画週間など、私たち自身が発信して、死刑の実情や、人の生死について考えてもらうことが大切であることなどが確認されました。また、量的にという部分は、「広範な仲間を増やす」という脈略で捉え、私の頭は落ち着きました。

翌日の全体会は、二日酔いで朦朧とした中年の人々もいるなか、②、③、④分科会報告は若者達がシャンシャンと行いました。そうして、討論を踏まえたうえで行動提起は以下のとおりです。

1. オリンピックを開催する日本がオリンピック憲章の精神に反する死刑執行を続けていることに懸念を示すよう欧州委員会にエディジオ共同体等を通じて

働きかける。

2. 死刑制度に関する政府の世論調査の主質問を誘導的で中立的でないものから公正なものに変えるよう働きかける。世論調査を独自に行うなどする。

3. 裁判員を経験した人たちとの交流を通じ、執行の一時停止、刑場の公開など死刑に関する情報の公開、死刑問題の国民的議論を促すことなどを求めている。(以上、集会で提起された項目。以下は議論により追加すべきとされたこと)

4. これまでの運動をリセットし、死刑廃止から取り残された日本は、クールジャパンにふさわしくないことを世界の人に知ってもらう。

5. 海外からの旅行者達に「日本を旅するときは死刑制度のある国であることから気をつけるように」と注意を呼びかける。

6. 死刑執行抗議声明を、英語をはじめ各言語に翻訳して世界に発信していく。

7. 死刑を廃止している国で、街頭インタビューを行い日本とそれらの国との違いを知らせる。

8. いのちの絵画展、いのちの表現展など絵画や俳句短歌などの文化表現によって、死刑廃止を表現していく。映画週間を通じて死刑制度・社会・国の在り方について考える機会をつくっていく。

9. 弁護士は、死刑事件弁護のガイドラインを策定して被疑者をサポートする態勢をつくる。

10. 宗教者は、被害者と加害者の橋渡しとなる役割を自覚し、積極的に担う(ってほしい)。等々でした。

次回合宿は、名古屋を追求し、再来年の山口を見据えつつ、難しければ東京でという方向で合意されました。

それでは、みなさま、また来年! ごきげんよう。

(死刑廃止・京都にんじんの会・栄井香代子)

年報・死刑廃止 2014 袴田再審から死刑廃止へ



袴田事件再審開始決定に思う 笹原恵
袴田巖さん、雪冤の48年と現在 袴田ひで子
袴田再審を死刑廃止へ 袴田事件弁護団座談会
西嶋勝彦・小川秀世・田中薫
岩井信・安田好弘(司会)

袴田事件=国家による究極の冤罪 保坂展人
飯塚事件と足利事件

飯塚事件の一日も早い再審開始を願って
徳田靖之・佐藤博史・安田好弘

10月11日 四谷区民ホールにて発売開始!

2300円+税 インパクト出版会刊

死刑弁護人&約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先：合同会社 東風 TEL: 03-5919-1542

『約束』上映会

◎ 10月4日(土) 14:00,18:30

会場：サン・アザレアホール(旭川市)

主催：日本国民救援会 旭川支部 0166-53-2501

◎ 10月24日(金) 10:30,14:00,18:00

会場：小樽市民センター マリンホール

主催：日本国民救援会 北海道本部

080-3292-0693(佐々木), 090-5443-4050(田村)

◎ 10月25日(土) 10:00,14:00

会場：目黒区民センター(東京)

主催：「約束」上映実行委員会

080-1136-7379(独立映画センター)

◎ 10月25日(土)～11月7日(金)

※11月2日(日)のみ休映

劇場：シアターセブン(大阪市) TEL: 06-4862-7733

◎ 11月9日(日) 11:00,14:00

会場：高田世界館(新潟県上越市)

主催：日本国民救援会 上越支部 TEL: 025-524-7016

◎ 11月15日(土) 13:00

会場：iビル7階 シビックホール(愛知県一宮市)

主催：愛知県弁護士会 一宮支部 0586-72-8199

◎ 11月24日(月・祝) 9:30

会場：川崎総合自治会館(神奈川県川崎市)

主催：日本国民救援会 川崎南部支部 090-8315-2517

◎ 12月2日(火) 14:30,18:30

会場：川崎産業振興会館(神奈川県川崎市)

主催：日本国民救援会 川崎南部支部 090-8315-2517

◎ 2015年2月1日(日) 14:00

会場：所沢ミュージアムキホール(埼玉県所沢市)

主催：日本国民救援会 所沢支部 080-1304-2232

インフォメーション

◇永山則夫 彼の見た風景とは……「死刑を考える」

2014 その3

10月5日(日) 18時～

カフェ・テアトロ・アビエルト(広島)

料金・1500円

映画「略称・連続射殺魔」足立正生監督作品、1969年、96分上映

講演・細見和之

問合せ・082-873-6068 090-4896-0967 中山

◇安田好弘弁護士講演会 和歌山毒カレー事件はえん罪か？

10月13日(月祝) 13時30分開演(16時終了予定)

名古屋市中小企業振興会館 吹上ホール4階第7会議室(名古屋市千種区吹上2-6-3 052-735-2111)

参加協力費・1000円(学生半額)

主催・死刑廃止フォーラム in なごや、アムネスティ・インターナショナル“わや”グループ、名古屋栄グループ

問合せ・稲垣法律事務所 052-937-7655

◇死刑映画週間Ⅱ

10月11日(土)～17日(金)

京都シネマ

作品によっては満員で入場できない場合がありますので、早めにご来場ください。また、上映時刻が変更になる場合がありますので、事前に京都シネマにお問い合わせいただくか、同劇場ホームページをご覧ください。

電話 075-353-4723

<http://www.kyotocinema.jp/schedule/>

3連休中の午前上映作品(※印)のアフタートークは、別会場(京都産業会館2階KPC第3会議室:場所は上映会場でご案内いたします)で午後1時から行います。平日夜上映作品のアフタートークは、上映終了後にスクリーンの前で行います。

11日(土) 午前10時～※『休暇』

2007年・日本・115分(監督=門井肇)

アフタートーク…京都大学・高山佳奈子さん(比較刑法学)×関西大学・永田憲史さん(刑事学、刑事政策)

12日(日) 午前10時～※『軍旗はためく下に』

1972年・日本・97分(監督=深作欣二)

アフタートーク…太田昌国さん(民族問題研究者、シネマテーク・インディアス)

13日(月・祝) 午前10時～※『執行者』

『死刑』とは何か——？



死刑について考えるとは、
命について、社会について、
国家について考えること

死刑映画週間Ⅱ

2014年10月11日(土)～10月17日(金)
京都シネマ

- 11日(土) 『休暇』(門井肇、2007)×高山佳奈子(比較刑法学)・永田憲史(刑法学、刑事政策)
- 12日(日) 『軍旗はためく下に』(深作欣二、1972)×太田昌国(民族問題研究者)
- 13日(月) 『執行者』(チェ・ジンホ、2009)×堀和幸(弁護士)
- 14日(火) 『再生の朝に』(リュウ・ジエ、2009)×石原憲(劇作家)・中村一成(ジャーナリスト)
- 15日(水) 『執行者』×張惠英(社会学)
- 16日(木) 『休暇』×金尚均(刑事法)
- 17日(金) 『A』(森達也)×森達也(作家、映画監督)

2009年・韓国・96分(監督=チェ・ジンホ)
アフタートーク…堀和幸さん(弁護士) 聞き手・高島菜芭さん

堀和幸さんは「京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会」の代表です。堀さんの講演のあと、京都大学法学部1回生の高島菜芭さんに聞き手になってもらい、堀さんの活動について話していただきます。

14日(火)午後6時55分～『再生の朝に』

2009年・中国・96分(監督=リウ・ジェ)
アフタートーク…石原燃さん(劇作家)×中村一成さん(ジャーナリスト)

15日(水)午後6時55分～『執行者』

アフタートーク…立命館大学コリア研究センター客員研究員・張恵英さん(社会学)

16日(木)午後6時55分～『休暇』

アフタートーク…龍谷大学法科大学院・金尚均さん(刑事法)

17日(金)午後6時55分～『A』

1998年・日本・135分(監督=森達也)
アフタートーク…この作品をつくった森達也さんに、お話を伺います。

主催・京都にんじんの会

◇死刑についてのシンポジウム

10月19日(日)13時～17時15分

専修大学神田校舎731教室

菊田幸一「なぜ死刑制度は廃止されなければならないのか？」

小川原優之「USAにみる終身刑」

朴秉植「死刑の執行停止をした韓国の現況」

David Millio「死刑制度に対するEUの視座」

矢澤昇治

◇シンポジウム

No Justice Without Life いのちなきところ正義なし

法と人権 世界と共に議論を交わしましょう

主催:聖エジディオ共同体 EU委員会 イタリア議会

10月23日(木)10:00am-12:30am

衆議院第一議員会館1F国際会議場

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-1-2

03-3581-5111

メールでのお問い合わせ:23@santegidio.jp

◇集会

No Justice Without Life いのちなきところ正義なし

いのちの大切さと日本

様々な観点から見た死刑制度

主催:聖エジディオ共同体 EU委員会

2014年10月25日(土)13:30pm-16:30pm

YMCA アジア青少年センター

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-5-5

03-3233-0611

メールでのお問い合わせ:25@santegidio.jp

『No Justice without Life いのちなきところ正義なし』日本事務局

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-19-14 アド・イタリア株式会社内

e-mail: info@santegidio.jp tel: 03-5296-1930

fax: 03-5296-1940

死刑囚絵画展 4000 人来場

9月14日から23日の10日間、渋谷区文化総合センター大和田ギャラリーでの死刑囚絵画展は日を追うごとに来場者が増え続け最終的に4000人を数え、成功のうちに終幕した。

絵画展では、これまで大道寺幸子基金に応募されたほぼ全点を展示した。スペースの制約があり、壁面展示は150点、ほかはファイルによる展示だが、参加者は実にいねいにファイル所収の作品を1点ずつ鑑賞していた。

NHK ニュースや



朝日新聞、共同通信配信記事、『週刊金曜日』、ネット上の情報で知り参加した人だけでなく、通りがかった人も多数入場する。年齢層も子どもから80代まで幅広く、死刑に関して普段考えることのなかった多くの人が、作品を鑑賞し死刑について考えたことは大きな収穫といえるだろう。

参加者が一生懸命書いてくれたアンケートを分析し、また感想のいくつかを次号で紹介したい。(F)

【編集後記】

本誌133号を1月10日に発行しているから、今年既に6号発行したことになる。これは通常の1年分であり、それだけ今年が死刑をめぐる状況が流動化しているということだろう。

前号発行後、8月30～31日の亀岡での全国合宿、9月14日から10日間の死刑囚絵画展を終え、いま10月11日の死刑廃止デー集会に私たちは向かっている。

8月29日に谷垣前法相が彼にとって6度目の最後の死刑を断行、私たちは当日の抗議行動と9月7日の抗議集会を行っ

た。そして9月3日、松島みどり新法相が死刑執行もやる気満々で就任する。崩壊へ向かう日本を、厳罰化で引き締める頂点に死刑がある。松島新法相は安倍政権の強権政治を推進する人材として選ばれたのだ。袴田さんの再審開始決定を「静岡地裁で認められただけ」と言うような感性の人間だからこそ、法務省の頂点に立てたのだろう。死刑をめぐる状況のさらなる悪化を食い止め、どこかで逆転させる道を見つけたいと切に思う。法相地元・墨田、荒川での行動も予定している。また本誌同封の要請ハガキもぜひ利用してほしい。(F)